

事務連絡  
令和6年6月27日

各県立高等学校長 様  
県立芦屋国際中等教育学校長 様

財務課長

大阪府高校等授業料無償化制度（大阪府授業料支援）の周知について

このことについて、別添のとおり大阪府より送付がありました。当該制度は、兵庫県内の高等学校（専攻科を除く）、中等教育学校（後期課程）に在学する大阪府民の生徒を対象に、令和6年度の高校3年生（定時制・通信制は4年生を含む）から所得制限を段階的に撤廃し、令和8年度に全学年で高等学校等の授業料の完全無償化を図るものです。つきましては、可能な範囲で掲示いただきますようお願いいたします。

なお、当該制度については、対象生徒の保護者等から大阪府へ直接申請願います。制度内容の詳細については、大阪府ホームページをご覧くださいか、府民お問い合わせセンターまでお問い合わせください。

記

1 就学支援金7月申請時における申請又は届出・通知

対象生徒が大阪府に授業料支援金を申請する際、就学支援金の所得超過による「不認定通知」又は「受給資格消滅通知」の写しの添付が必要となります。

令和6年度は現3・4年生、令和7年度は現2年生、現1年生が当該制度の対象となることから、令和6年度の就学支援金7月申請時には、全学年の対象生徒から就学支援金の申請又は届出を受け、対象生徒に対し令和6年7月～令和7年6月支給分（現3・4年生は～令和7年3月支給分）の審査結果（不認定通知）を通知願います。

2 大阪府ホームページ URL（国公立高等学校等授業料無償化制度（府独自制度）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/furitukoukou/#musyo>

3 制度に関する問い合わせ先

府民お問い合わせセンター ピピっとライン

電話：06-6910-8001

対象生徒は、授業料を学校設置者（兵庫県）に納付した後、大阪府から授業料相当額が支給されます。従って、従来どおり授業料を徴収願います。